

石川県男女共同参画審議会小委員会設置要綱（案）

（趣 旨）

第1条 石川県男女共同参画推進条例第18条第12項の規定に基づき、石川県男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（目 的）

第2条 石川県における男女共同参画計画の策定並びに配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画（以下、「DV防止計画」という。）の改定を行うに当たり、専門的、集中的に審議するため、審議会の中に次のとおり小委員会を設置する。

小委員会名	審 議 事 項
第一小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 ・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 ・国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進
第二小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を發揮できる社会の実現 （課題10「人々が安心して暮らせる環境の整備」を除く）
第三小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の人権が推進・擁護される社会の形成 （課題10「人々が安心して暮らせる環境の整備」を含む） ・DV防止計画の改定

（委 員）

第3条 小委員会は、審議会会長が指名する委員をもって構成する。

（委員長）

第4条 小委員会に委員長を置き、委員長は審議会会長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

（委員長会議）

第6条 審議の状況を確認するため、委員長会議を開くことができる。

2 委員長会議は、審議会会長が招集し、会議の議長となる。

（解 散）

第7条 小委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月 日から施行する。

石川県男女共同参画審議会小委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 石川県男女共同参画推進条例第18条第12項の規定に基づき、石川県男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 石川県における男女共同参画計画の策定並びに配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画（以下、「DV防止計画」という。）の改定を行うに当たり、専門的、集中的に審議するため、審議会の中に次のとおり小委員会を設置する。

小委員会名	審 議 事 項
第一委員会	男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革 ・男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 ・国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進
第二委員会	あらゆる分野における女性の活躍 ・方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大 ・職場・家庭・地域における男女共同参画の実現
第三委員会	安全・安心な暮らしの実現 ・女性の人権が推進・擁護される男女共同参画の実現 ・DV防止計画の改定に関する事

(委 員)

第3条 小委員会は、審議会会長が指名する委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き、委員長は審議会会長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(委員長会議)

第6条 審議の状況を確認するため、委員長会議を開くことができる。

2 委員長会議は、審議会会長が招集し、会議の議長となる。

(解 散)

第7条 小委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月 日 から施行する。